

第12回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和6年6月27日(木) 15時30分
第12回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年6月27日(水) 15時24分

3. 閉 会 令和6年6月27日(水) 16時22分

4. 出席委員

1 番 石井	2 番 尾崎	3 番 市村	4 番 中島	5 番 菅野
6 番 泉	7 番 舟窪	8 番 波多野	9 番 小口	10 番 小池
11 番 田中	12 番 武正	13 番 羽田野	14 番 星	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 1番—石井委員

6. 議事録署名委員 9番—小口委員 10番—小池委員

7. 付議議件

議案第55号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第56号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第58号	斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第59号	農地中間管理機構への買入協議の要請について
議案第60号	土地の現況地目証明願いについて
議案第61号	農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
議案第62号	農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 和志
事務局	笠谷 俊介
	廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	第12回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員1番－石井委員です。 出席委員は16名中15名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしくをお願いします。
議長	それでは第12回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、9番－小口委員、10番－小池委員を委嘱します。 日程2、議案第55号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第55号農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった、合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字朱円西3筆、地目畑、合計面積は 15,062 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和11年1月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号2、関係の土地については、字朱円西1筆、地目畑、面積は 6,474 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和11年1月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号3、関係の土地については、字朱円西他14筆、地目畑、合計面積は 194,669 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和11年1月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号4、関係の土地については、字朱円西4筆、地目畑、合計面積は 16,090 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和11年1月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号5、関係の土地については、字朱円東5筆、地目畑、合計面積は 78,611 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和11年1月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号6、関係の土地については、字朱円西1筆、地目畑、面積は 37,884 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和11年1月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年5月1日となっております。 番号7、関係の土地については、字以久科北2筆、地目畑、合計面積は 29,178.38

	m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和12年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和5年11月4日となっております。 番号8、関係の土地については、字以久科北3筆、地目畑、合計面積は 44,494.53 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和11年12月24日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和5年11月4日となっております。
議長	合意解約通知について、確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。 日程3、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字川上3筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 7,281 m²、申請の理由は譲渡人が所有農地を自作しないため譲渡したい、譲受人が経営規模拡大のため買い受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分2、関係の土地については字朱円西3筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 15,062 m²、申請の理由は貸人が営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のためとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分3、関係の土地については字朱円西1筆、公簿・現況地目記載のとおり、面積は 6,474 m²、申請の理由は貸人が営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分4、関係の土地については字朱円西他14筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 194,669 m²、申請の理由は貸人が営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。 区分5、関係の土地については字朱円西4筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 16,090 m²、申請の理由は貸人が営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。

	区分6、関係の土地については字朱円東5筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は78,611㎡、申請の理由は貸人が営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分7、関係の土地については字朱円西1筆、公簿・現況地目記載のとおり、面積は37,884㎡、申請の理由は貸人が営農を終了するため賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 位置図について区分1は5頁に記載、区分2から7は契約期間変更のため省略となっております。 現地調査について区分1は6月14日(金)中島委員、田中委員、舟窪委員、区分2は6月17日(月)泉委員、尾崎委員、小池委員、区分3～5は6月17日(月)尾崎委員、小池委員、泉委員、区分6～7は6月17日(月)小池委員、泉委員、尾崎委員で行っております。 別紙の農地法第3条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	区分1の現地確認委員、中島委員どうでしたか。
中島委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	区分2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分3～5の現地確認委員、尾崎委員どうでしたか。

尾崎委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分3～5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分3～5について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分6～7の現地確認委員、小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	区分6～7を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分6～7について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程4、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第57号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字三井3筆、公簿地目畑、合計面積は 18,770 m²、申請の理由については土砂採取、採取量 55,038 m³、転用の概要について、土砂採取 18,770 m²、期間は令和6年8月1日から令和9年7月31日となっております。 区分2、関係の土地については字三井1筆、公簿地目畑、面積は 13,855 m²、申請の理由については土、火山灰採取、採取量 29,190 m³、転用の概要について、土、火山灰採取 13,855 m²、期間は令和6年8月1日から令和9年7月31日となっております。 区分3、関係の土地については字以久科南2筆、公簿地目畑、面積は 12,768 m²、申請の理由については土、火山灰採取、採取量 33,550 m³、転用の概要について、土、火山灰採取 12,768 m²、期間は令和6年8月1日から令和9年7月31日となっております。 位置図は次頁記載のとおり、現地確認について区分1～3は6月24日(月)小口委員、波多野委員、菅野委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	区分1～3の現地確認委員の小口委員どうでしたか。

小口委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第58号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第58号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については、字川上2筆、地目畑、合計面積は44,281 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払い方法は記載のとおりとなっています。 番号2、関係の土地については、字朱円3筆、地目畑、合計面積は31,849 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払い方法は記載のとおりとなっています。 位置図については同頁記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項調査書も併せて確認をお願いします。 以上です。
議長	(1)利用権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程6、議案第59号、農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。
事務局	日程6、議案第59号農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字以久科北2筆、地目は記載のとおり、合計面積は29,178.38 m ² 、斡旋申出日は令和5年11月4日、斡旋委員は波多野委員長、菅野副委員長、星委員、市村委員、小口委員、崎田委員、石川委員で行っています。 区分2、関係の土地については字以久科北3筆、地目は記載のとおり、合計面積は44,494.53 m ² 、斡旋申出日は令和5年11月4日、斡旋委員は波多野委員長、菅野副

	委員長、星委員、市村委員、小口委員、崎田委員、石川委員で行っています。 区分3、関係の土地については字朱円東1筆、地目は記載のとおり、面積は 49,579 m²、幹旋申出日は令和6年1月24日、幹旋委員は菱川委員長、泉副委員長、石井委員、尾崎委員、小池委員、村上委員で行っています。 位置図は同頁記載となっております。以上です。
議長	区分1～3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。 日程7、議案第60号、土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第60号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字以久科南1筆、公簿・現況地目は記載のとおり、面積は 475 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。 番号2、関係の土地については字三井4筆、公簿・現況地目は記載のとおり、合計面積は 11,056 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。 位置図については同頁に記載のとおりとなっています。 現地調査については6月24日(月)菅野委員、小口委員、波多野委員で行っています。以上です。
議長	現地調査委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程8、議案第61号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてお願いします。
事務局	議案第61号農業委員会の法令遵守の申しあわせについて 下記のとおり決議する 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

	私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の適正化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員会は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制度、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 令和6年6月27日、斜里町農業委員会
議長	農業委員会の法令遵守ということで説明がありましたが、決議してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	日程9、議案第62号、農地移動適正化幹旋委員の指名についてお願いします。
事務局	議案第62号農地移動適正化幹旋委員の指名について 変更があった部分のみの説明といたします。 羽田野委員が新たに着任されたため、西部地区に追加しております。以上です。
議長	事務局より説明がありました指名案について、このとおりでよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしということで、3地区の幹旋委員を決定します。
議長	ここで休憩とし、日程10その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第12回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年6月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 小口 次男

議事録署名委員 小池 恭亮

1. The first part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting.

2. The second part of the document is a list of the names of the persons who were absent from the meeting.

3. The third part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting, but who were not present at the previous meeting.

4. The fourth part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting, but who were not present at the previous meeting.

5. The fifth part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting, but who were not present at the previous meeting.

6. The sixth part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting, but who were not present at the previous meeting.

7. The seventh part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting, but who were not present at the previous meeting.

8. The eighth part of the document is a list of the names of the persons who were present at the meeting, but who were not present at the previous meeting.